

令和2年10月23日

令和2年10月

茨木市農業委員会定例會議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和2年10月23日（金） 午後1時30分～2時20分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員（13人）

会長	3番	小濱 邦臣			
副会長	8番	中村 正治			
委員	1番	森 善隆	2番	南野 惟	
	5番	大川 智恵子	6番	矢頭 周	
	7番	西ノ坊 嘉治	9番	中西 壽男	
	10番	大西 清一	11番	宮本 正裕	
	12番	吉田 公俊	13番	久保 瞳子	
	14番	中野 稔			

4 出席農地利用最適化推進委員（7人）

第1地区	九鬼 実	第2地区	中井 昇
第3地区	中野 勝之	第4地区	上田 昌彦
第5地区	行田 修	第6地区	谷山 正昭
第7地区	辻 清一		

5 欠席委員（1人）

4番 吉田 好

6 農業委員会事務局職員（4人）

事務局長	梶 日出男	事務局次長	青木 基史
事務局長代理	松下 伸弘	主査	松本 和也

7 議事録署名委員

9番 中西 壽男 10番 大西 清一

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件
議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知
*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

9 会議の概要

議長

それでは、ただ今から、令和2年10月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は、13人でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は、7人であります。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでござりますので、後程、お目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長

ご異議なしと認め、議席番号9番、中西 壽男委員、並びに、議席番号10番、大西 清一委員をご指名申し上げます。

議長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請、1件を議題といたします。
本件につきましては、中村副会長と地区担当委員、推進委員、並びに西ノ坊委員により、現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまして、報告を求めます。
宮本委員。

宮本委員

令和2年10月定例会現地調査報告を行います。

10月7日に現地調査を行いました結果についてご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]、田、758m²でございます。

位置については、議案第1号参考資料でご確認ください。

申請地は、府道大阪・高槻・京都線と府道鳥飼八丁富田線が交わる南目垣二丁目の交差点の南西、約280mに位置し、府道の西側に位置しております。

周囲の状況は、北側は農道、東側及び西側は水田、南側は府道でございます。

転用の目的は資材置場で、雨水は既設水路へ流す計画でございます。

転用するについて支障はないものと思われます。

以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局次長、青木君。

事務局

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請、1件、1筆、758m²についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地を、農地の所有者自らがその農地を農地以外のものに転用するため申請があつたものです。

転用の理由ですが、申請人は、建設業を営んでいる法人から業務用の資材置場を確保したいとの要望を受け、申請地を貸資材置場として整備するものです。

農地の区分は、水道管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、おおむね500m以内に市立玉島小学校、市立玉島幼稚園があることから、第3種農地と判断します。

貸付を要望している法人は、京都府内に本店があり、枚方市にある事業所を拠点に業務を行っておりますが、近年、本市周辺での業務が増えており、業務の利便性向上や効率化を図るため、必要面積、道路の整備状況、近隣住民の生活環境や安全面に配慮し、転用に伴い周辺の他の農地の営農に支障を与えないと考えられる本件申請地を選定し、所有者がその要望に応じたものです。

事業計画では、工事用単管パイプ、鉄板、碎石等の資材置場として使用する予定となっております。

農地法第4条第6項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

先程事務局の説明で、周辺農地に影響がないということですが、現実資材置場となると車の出入りなんかで支障をきたすのではないか。

議 長

松下事務局長代理。

事務局

今回の申請地は、府道に面していますので、車両の出入りについては府道の方から直接進入、あと周辺への影響について、今回計画上は周囲の対策を講じられると聞いております。

矢頭委員

地図で見る限りまわりは水田です。

議 長

松下事務局長代理。

事務局

両側に水田があります。

議 長

他にご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお、本件につきましては、農地法第4条第5項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることは止むを得ないとの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第4条の規定による許可申請1件につきましては、適當と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議長

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

なお、私と中村副会長、谷山推進委員につきましては、茨木市農業委員会規則第12条に、委員及び推進委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されており、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退室いたします。

また、その間の議事につきましては、同規則第6条第2項に、年長の出席委員が臨時に議長の職務を行うと規定されておりますので、大川智恵子委員に、臨時議長をお願いしたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

(大川委員、議長席に着く。)

(小濱会長、中村副会長、谷山推進委員、退室)

臨時議長

ただ今、臨時議長に選任されました大川と申します。

何分にも不慣れですのでご協力をお願いいたします。

それでは早速、議事の進行をさせていただきます。

臨時議長

それでは2ページをお開きください。

本件につきましては、中村副会長と地区担当推進委員、吉田 公俊委員、並びに吉田 好委員により現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまして、報告を求めます。

吉田 公俊委員。

吉田委員

それでは、10月7日に現地調査を行いました結果についてご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]、田、1, 154m²でございます。

位置については、議案第2号参考資料でご確認ください。

申請地は、府道茨木亀岡線と市道宿久庄二丁目安威一丁目線が交わる安威の交差点の東、約150mに位置し、市道の南側に位置しております。

周囲の状況は、北側は道路、東側は里道、南側及び西側は農地でございます。

転用の目的は製穀処理施設で、敷地内に浄化槽を設置し、雨水及び汚水は既設水路へ排水する計画でございます。

地元協議も整っております、転用することについて問題はないものと思われます。

以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

臨時議長

ありがとうございました。

続きまして、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件、1筆、1,154m²についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地について、農地を農地以外のものに転用するため申請があつたものです。

転用の目的は製穀処理施設、権利の種類は所有権となっております。

転用の理由ですが、譲受人は、複合サービス事業を営んでおり、組合員等からの要望を受け、昨今の天候不順に対応できるよう農作業の効率化を図るため、申請地を譲り受け、製穀処理施設として整備するものです。

事業計画では、穀摺り乾燥室、玄米保管場所等の穀摺り乾燥施設及び管理事務所、建築面積543m²、来場者用駐車場6台となっております。

農地の区分は市街化の傾向の著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから第2種農地と判断します。

土地の選定理由ですが、譲受人は必要面積や施設利用者の利便性、近隣住民の生活環境等を考慮し、農地以外の土地を含め複数の候補地を探しましたが、それぞれ候補とした他の土地では、必要面積や道路の整備状況、近隣住民への影響等から適当な土地が見つからなかったため、転用に伴い他の周辺農地に影響を及ぼすおそれがない当該申請地を選定したものです。

以上、農地法第5条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

臨時議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

臨時議長

矢頭委員。

矢頭委員

説明で周辺への影響がないとおっしゃっておりますが、畠摺りと乾燥でしたらかなりの騒音とほこりがいっぱいと考えられるので、この近くの住宅とはどれくらい離れているのですか。

臨時議長

松下局長代理。

事務局

当該地の周辺は、隣接地は農地ですが、近いところで50m位のところに事業所があり、反対の西側の100m位の所に住宅があり騒音とほこりに配慮されています。南側につきましては、十日市浄水場がありますが、それは市の施設です。

また、ほこりにつきましては、実際工事の段階で近隣に飛散し迷惑がかからないように措置が講じられると聞いています。

臨時議長

矢頭委員。

矢頭委員

周辺に、ほこりを吸収する機械を置くとか。

臨時議長

松下局長代理。

事務局

特別そういう措置を講じるのではなく、高い擁壁を建てて、極力ほこりが外に飛散しないような措置を講じると聞いております。

矢頭委員

特に条件を付けていないのですか。

臨時議長

松下局長代理。

事務局

特段条件は付けておりません。

臨時議長

他にご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

臨時議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお、本件につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることは止むを得ないとの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第5条の規定による許可申請1件につきましては、適當と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

臨時議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

以上で、臨時議長の職務は終了いたしました。

それでは、会長と交代のため、暫時、休憩いたします。

(小濱会長、中村副会長、谷山推進委員、自席に戻る。)

議 長

ただいまから再開いたします。

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、2件。

以下、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいいたします。

議 長

次に、報告事項でございますが、令和2年度茨木市における農業関連事業の概要につきまして、農とみどり推進課から説明をお願いいたします。

農とみどり推進課

ただいま会長よりご紹介いただきました農とみどり推進課課長をしております浦野でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

お手元資料にありますように、定例会という貴重なお時間をお借りいたしまして、令和2年度本市における農業関連事業の概要についてご説明させていただきます。

お手元には同じ標題を書かせていただきました資料を1枚お渡ししているかと思います。その内容をそれぞれ項目ごとに、簡単にご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

実は当年度の農業関連事業の概要は、毎年5月にこの農業委員会の方にご報告させていただいております。さらに今年、令和2年度も実施をさせていただいたのですが、ご存知のように今回改選ということでございますので、10月半ばを過ぎて申し訳なかったのですが、再度、ご報告ということでご説明をさせていただきたいということでお願いしたいと思います。

個々の説明に入る前に、全体のお話をさせていただきたいと思います。

令和2年度の農業委員会経費を含む農林業関連事業としましては、予算額といたしまして2億3,698万6千円の予算をいたしております。

ただ、市の予算書をご覧になられましたら、予算書では4億3,000万円あまりが記載されていると思います。ただこれにつきましては、この4億3,000万円の中に農とみどり推進課、農業委員会事務局の人件費、また社会保障等が含まれております。

当然事業に関わらない予算も含まれております。

この予算は令和元年度よりも2,000万円程増額をしていただき約10%程増額をしております。

今年、令和2年度といいますのは、市長の改選時期で骨格予算、必要なものだけといった形状になるのですが、市長の方も農業又は農政にご興味、重要視していただいておりまして、後で肉付け予算となると時期が遅れてしまうのではないかということで4月1日にお金をつけて、執行させていただいております。それでは項目ごとにご説明させていただきます。

まず、都市近郊農業振興の1番目、水路や農道などの農業生産基盤の整備ということでございます。主な内容としては次の3点、生産基盤施設の維持工事、農協実行組合長会連絡協議会等が実施する施設整備に対する補助、国・府補助金を導入した農用水路改修等の維持補修の実施なんですが、まず1番目生産基盤の分につきましては、圃場整備等公共施設分の補修といたしましては予算額としては800万円を充当していただいております。次に実行組合長会連絡協議会の

件につきましては、公共施工以外といたしまして、予算額として1,700万円いただいております。これにつきましては、扱います施設につきまして、それの補助率というのを決めております。例えば農用水路であれば50%、農道であれば70%、ため池改修となれば80%ということで、簡単に言ってしまうと関わり方が多くなるほど補助率が上がってくるということでございます。

最後、国・府の補助金を入れました補修ということで、今年度につきましては長谷地区での水路補修ということで、これも2年程かけてやっているのですが、今年度が最終年度ということで事業費は400万円。割合としては国半分、府が15%、本市が15%、地元負担が20%という仕切りでやらしていただいております。それともう1件、銭原川という川が銭原から下音羽を通じて安威川に合流するのですが、その川の一角50mの所で親水水路の整備、環境整備、これを行います。これが1,200万円程の工事費になっております。こちらは川でございますし、環境整備でございますので地元負担はなく、国が半分、府が15%、残りを市が負担するというスキームでやらしていただいております。

なかなか銭原川といわれてもイメージはわかないと思いますが、今日、九鬼さんも来られてるんですが、見山の郷の真向かいの所でさせていただいております。

5月の時、説明だけだったと思いますが、今現在、見山の郷とも具体的な整備内容について協議を行って、そろそろ工事発注していく段取りになっているところであります。

続いて2番目、経営所得安定化対策の実施ということでございます。こちらにつきましては、昔の転作ですね、これが今経営所得安定化対策に名前が変わっております。本市もこれにつきましては各実行組合等と協力してこれをやらしていただいております。金額は取組をされる方が減ってきておりまして少ないのですが、大きな品目としては大豆、大豆の生産、戦略作物と申しまして、いわゆる地域で集中的に作っておられる作物を増やしていくということで昨年度と同様5品目、トマト、唐辛子類、かぼちゃ、ナス、オクラの5種類の面積アップした分に交付金を出しております。

続いて3番目、農の担い手の確保・支援ということで4点程書かせていただいております。まず、一つ目新たな人・農地プランの策定ということですが、特に括弧して大岩地区と書かせていただいております。皆さんご存知かと思いますが、安威川ダムの関連事業として、大岩地区で圃場整備を行っておりますが、長期にわたり10年以上続いておりますがようやく来年度の春営農再開の目途がたってきたということで、本市においても地域の営農再開に向けて邁進していくという中で、人・農地プランの新たなもの、実質化したもの、少し話をさせていただきますと、人・農地プランというのは過去にも市が策定しております。見山地区、清渓地区、2地区でさせていただいており、その時には國の方の指標というかガイドとしては農地の地図まで作らなくてもよいですよ、全体で新しい方を入れていただくとか指導がありましたので、そういう形でやらせていただいたのですが、國の方が農地の色分け、担い手がいるのかいないのか、農業意欲があるかどうか

のかそういう所の詳しい所の農地を色分けして、分類しなさいということで、今年本市ではじめて農用地地区の方で実質化した農地プランを策定して、地域の営農再開の支援をしていくことになっております。市だけではなかなか難しいので、ここにコンサルタントの業務を入れていこうということで、予算額としては360万円程いただいております。

すでに業者も決まって、今、人・農地プランとしては取りまとめ段階にきております。地図も作らせていただいているところであります。

続いて、農業経営研修会の開催、高機能農業機械等導入に対する補助というところでございます。これは認定農業者、国版の施策でございまして、機械購入につきましては5分の1補助、30万円の上限又、JA受託部会の会員になりますと1ヘクタール以上受託していただくことで、5分の1、20万円の上限というくくりで運営をさせていただいております。

次に国の農業次世代人材投資事業を活用した新規就農者支援ということでございます。国の方ではこういう名前を使っておりますが、市の方では青年就農交付金、ひとつ前の名前で事業を行っております。1人当たり1年間150万円の国からの交付金を充当させていただいております。令和2年度につきましては当初5人と半期で予算を取っておりましたが、その内3人、ちょっと体調が悪くなつたか、農地の確保が本市でなくなつたとか、色々あり、3人の方が断念して今現在の見込みとしては、2人へ半期分の支払いを行なう考えであります。

当然ここにつきましては、大阪府、JA、地域の方等から、情報をいただきましてこういう人やったら、農家になっていけるよという情報をいただきまして、また、次年度の方に予算をあげていくことになります。ただこの事業、非常にハードルが高いのは専業農家にならないとだめだということでございまして、今お仕事をやめて農家になってもらう、そのためでしたら国が150万円出しますよという事なので、なかなかハードルが高いということであります。

そういうながらも本市では、今支給している方も含めまして、5人程過去から受けている方がおられます。

一部は新規就農という形で動いておられる方もおられます。本市としては引き続き人材を開拓していきたいと考えております。

次に最後4番、援農や新規就農等人材の育成に向けた農業体験事業の実施ということでございます。これは6年程前から、泉原地区の一角、市が物納で農地を寄付していただいた所、全体で5,000m²位の内300m²程を一般の市民の方、ほとんど街の方です。その方を4月に募集しまして、だいたい10組、人数で15人程を1年といいませんが、冬の始まりくらいまで、12月くらいまで農業をやってみましょうということでやっています。

当然、市の職員だけでは出来ませんので、泉原地区の実行組合長にも先生となつていただき、やらせていただいております。

だいたい忙しい農繁期の頃は週1回、この時期から11月、12月になりますと、月に2回位のペースでやらせていただいております。

今年で6年目で6～70人、今年は人気がございまして、10組を予定していたのですが16組受付けております。多すぎるので今、2班に分けて運営をしております。単に市民農園の延長線ということでもなく人材の育成ということでありまして6年間の内には3人程、援農に取り組んでいただいている泉原地区の農地に入所、お手伝いをしていただいております。直接市民にアピールをして、そこから育てていけるということでございますので、こちらについても予算額はしれていますが続けていきたいと考えております。

次に大きな4番目、都市と農村の交流、農業体験の推進ということで、農業祭に対する直売所等のPRということでございますが、農業祭に関しましては、毎年、市、JAの方から負担金をいただいております。ただ、ご存知のようにこういうコロナのさなかでございますので、今年度につきましてはやむなく中止ということでございます。まあ、予算額といましましては、本年度としては530万円を見込んでおりましたが、未執行ということになっております。例年は500万円で森林関係、林業関係のところに新たに追加をして森林環境譲与税の活用をしようということから30万円増額をしたのですが、増額分を含めて使えなくなつたということでございます。後、直売所等のPRにつきましては引き続き、本市農とみどり推進課ホームページ等々でご紹介をしているところであります。

それと2番目、市有地における市民農園の運用ということでございます。

先程、市で募集して1年間同じ班で同じ農業ということでしたが、こちらにつきましては、市の農園を区画貸しをさせていただいております。現在、市で運営5農園、北からいきますと銭原、それと彩都東、彩都やまぶき、山手台、それと総持寺の地区やっております。去年まで島もやっておったのですが、体育館の来館者の駐車場ということで、そこは閉園ということになっております。いずれの農園も

ほぼほぼ満席、1部銭原で少し空きがあります。人気のある所でありますと2倍程の募集倍率になっております。

5番目、有害獣対策の実施でございます。

丘陵部山間部の委員については毎日の話になると思いますが、本市としても獣友会との協働による檻やわな等を活用した捕獲活動、それと入って来ないようにということでの進入防止柵等の補助という、両輪でやらせていただいております。

駆除活動は当然継続させていただいておりますし、進入防止柵に関する補助につきましては去年から、被害が出たその年に補助柵を設置するということに対する補助をやらせていただいております。その前の年までは被害が出たよということで予算をとって次の年にという対応をしておりましたが、財政当局とも協議をして即応性が必要であるという今年度はすぐ対応するということで、予算額としては当初100万円を用意しておったところ、即応性があるということで人気をいただいて4月1日から予算を執行しました。すると4月末には100万円がすぐになくなってしまったということで、それではいかんんだろうということで財政当局と相談して、急遽補正ではないのですが、中でやりくりをさせていただいて50万円程追加をし

ております。それでも次の月、5月の末でそれもいっぱいになったという状況であります。

ちょうど今が令和3年度の予算編成の時期なのですが、ここについては原課の方で資料を作つて、なるべくたくさん作つていこうと今、思つているところであります。

次に6番目、安心、安全な農産物栽培支援ということでございます。そこにも書いておりますようなエコ農産物、土づくり、れんげ米という3点でやつております。

まず、エコ農産物でございます。

現在、栽培認定を受けておられる方が32名本市でおられます。これに対しても市独自で補助を出しておりまして、金額につきましては2年度で84万5千円の予算を獲得しております。これは、それぞれ作物ごとに単価が違いまして、一概に説明しづらいのですが、全体で84万5千円となっております。

エコ農産物ですので出荷の時に、府の専門官と一緒に行ってやらなかんということできつと大変なんですが、32名の方に頑張つていただいております。

それとれんげ米の方ですけれども、これらも取組が増となっておりまして、少ないので4アール程増えてきております。

今年度から、れんげ米を植えてお米を取らない方につきましても、れんげ米とれんげ米の補助の間であれば、一連のれんげ計画ということありますので、そちらの方にも補助をしていこうと、こちらも10アール程新規に予算をいただいております。これについては取組はほぼ終わっております。

7番目、新しい農業施策の構築ということでございます。

皆さんもお聞きになったかと思いますが、準農家という制度、大阪府独自の制度ですけれども、この制度を使って新規就農者への誘導、新規作物の開拓、連携強化ですね、新しい方と以前の方との連携の枠組みを作つていただきたいと考えています。今現在準農家としては、さつきエコ農産物でも申しましたが、30名程市の方でおります。新たにまた3名程、府の方からも紹介をいただいております。

徐々に増えていっているのかなと思います。とりあえず以上が1番目都市近郊農業の内容でございます。

続いて、農空間の保全と活用ということでございます。

大きな1番目として遊休農地の解消ということで、これは先程ご審議いただきましたように、この委員会さんとも連携して実態調査、それから指導等を継続してやっていきたいと思っておりますし、先程ご紹介いたしました準農家制度を使って中間管理機構による利用権の設定、遊休農地の活用をやってきております。

まあ従前農地だけではなくて、今後は優良農地でも遊休化していく恐れがあるということで先程、大岩の人・農地プランの話もしましたが、それぞれの地区の農地の現状等を、これから把握していかなければならぬと思っております。

次、大きな2番目です。神安土地改良区への応分負担ということで、これは従前から本市の農用水、特に排水の所を担つていただいております。

神安土地改良区での排水路、道水路等への維持管理、改修についての経費負担、

本市の雨水流出を受け持っていたいしていることで、それに対する負担金等も本市として負担しております。これは茨木市だけではなくて、関連しております摂津市、高槻市3市で連携を取りながら、神安の方に支援をしているという状況であります。

参考までに申しますと、だいたい排水負担金でいいますと1,700万円程、本市で負担しております。工事の方でいいますと、今回の府営の幹線排水路といいまして、いわゆる番田川のあたりの方を府営事業でやっていくということで、これはこれからで3年、4年、5年と大きな工事が出てくると思われますが、2年度としては予算額としては700万円程の負担をしております。去年まで水尾小学校西側の、北から南へ流れてくる高瀬川の改修をずっと4年、5年程やっておったのですが、それは元年度で終了したというところであります。

続いて3番目、ため池防災・減災事業でございます。

これにつきましては府営事業によりますため池改修事業への地元負担ということで、市と地元で充当をしているところであります。

今回につきましては、福井地区にあります矢上池、これの改修ということで府事業を採択いただきまして実行しております。今年度、2年度につきましては計画策定ということでございまして、市の負担額は200万円程となっております。

この事業は元年度まで同じため池で、ハザードマップというものを作成しておりました。大きな地震が来た時にため池の堤が崩れた場合、どういうふうに地域に影響があるか図面を作つておったところですが、元年度に終了したというところであります。

次4番目、ため池清掃業務に対する補助。これはため池の日常管理を各実行組合や改良区で、やられている部分について補助をさせていただいております。

これは直接農業というよりも、周辺住民への配慮というか対応というところの補助ということで、50パーセントの補助をしております。

予算はそれほど大きくありませんが、180万円程をつけております。

次5番目です。農地多面的機能支払交付金事業というのをやっております。

これは、主に圃場整備をしていただいたところの年次的な補修と景観の改良、保全ということで国の方の制度を活用し、国からの交付金をいただいております。

今まででは、1地区下音羽地区だけだったのですが、この2年度から錢原地区も新たに取組むということになっておりまして、その関係もありまして、予算額としまして61万9千円を計上しております。錢原の分で約40万円程増額となっております。これは同じ額が国から交付金で入つて来るという形になっております。

簡単に申し上げたのですが、資料の説明は大体以上でございます。

しかし、半期、この2年度動いていますので、5月に説明しなかったところ、新たに動いたところを簡単に説明させていただきます。

まず、5月の時にコロナ対応の事業としてご質問があつたと思いますが5月以降、国の方で新たな制度が示されまして、高収益作物の次期作への支援という名目が付いております。

一般の農家には取り組みにくいものなんですが、本市では1件、高収益作物とい

うことですので花き、花もの、鉢ものそのうちコロナの影響で特に花き類におきましてイベント等で打撃を受けた方が1件手をあげられてます。コロナ対応でいいますと市町村の場合は高収益なんですが、JAに向けても1件事業を展開されております。JAと市の両輪で8月くらいに新たな国の方におきまして補正予算の中で示されたものになっております。

それとごく最近、府の方から示されてきたのですが、国の方で昨年度くらいから棚田地域振興法という法律が示されております。これは何かと申しますと中山間地域、いわゆるちょっと過疎も入ってきたような所、山の間、そこと都市部との境に国の制度、支援がゆきわたらないというところで、そこを象徴するものとして棚田があるじゃないかということで、棚田地域振興法という法律を活用しませんかと現在示されているだけであります。しかし、この法律だけでは動きませんので、都道府県の方でこれにそった計画を策定するということになっておりまして先月、大阪府の方も計画を策定したいと、動き出してきているということです。

制度にのつかって地域に指定しますと一部の制度、補助金等で中山間地域並の手当が受けられると聞いていますので、本市としましても積極的に取組んでいきたいと思っているところでございます。

こういう機会ですので農とみどり推進課としましては、農政以外にもあと2件程業務を行っております。1つは林務、主な所としては林道の災害復旧であり、保全であったり、それと最近聞かれたことがあると思いますが森林環境譲与税、つまり國の方から、市町村で山をもっている、林業者がいる、人工林がどれだけある、人口は何万人いるかみたいなところで國の方から割り当てでお金が来るようになっている制度です。これは主に森林整備に使ってくれということになっております。

それと森林經營管理法という法律も今動いております。なかなか山を維持していくのがしんどいということで、なんとか市の方で面倒を見てくれないかと言わっております。本市としては非常に悩ましいのですが、その制度をこれから動かしていくかなければならないと考えております。

それと最後、街の緑、都市緑化につきましても農とみどり推進課の方でやらせていただいております。

例えば若園公園にありますバラ園、バラ園の整備は公園緑地課が行っておりますが、その活用ですね、例えば講習会、バラの育て方講習会ということもやらせていただいておりますし、バラに限らず市民の方への緑化知識の啓発ということで、最近では勉強会を月1回やらせていただいているところでございますし、2年度につきましてはみどりの基本計画というのを立てているのですが、その時点修正ということもやっていきたいと考えております。

以上概要説明を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

議 長

ただいま説明が終わりましたので、この件に関しまして、何かご意見ご質問等がありましたらお願ひします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

まず、前年度と比べた場合、2千万円増額とおっしゃっていましたが、この2千万円は各事業ごとに増えてるのか、何か事業があつて増えているのか、もう1点は前年と比べて新規事業、廃止事業はあったかどうか、もう1点農業祭の中止に伴つて、予算執行していないということなんですが、それは繰越しにするのか、何かに流用するのか、それに代わる事業を考えているのか、その3点。

議 長

農とみどり推進課長。

農とみどり推進課

順次お答えします。まず、2千万円の増額理由でございますが、1つ大きな所で言いますと、さっき申し上げました青年就農交付金5.5人という額、これについては去年までは2人だったと思います。ですからそこで500万円程増えてきてる、それともう1つ大きいのが神安の負担金がちょっと大きく増えてきてること、それとあと少し新たな人・農地プランを策定していくこと、それと農機具貸与という制度を行つておりますので、増えてきております。特に、これだけが2千万円ということではありません。それと、農業祭への530万円をどうするのかということですが、中止の判断は市長まで上がつて決定したところですが、市長の方からは530万円は使わないが、それとかわるものとして各農協団体がそういうPR運動があるならば、それに使ってもらつたらどうですかということで、実はその意向を受けまして、中止決定の判断の後、市として実行委員会を開催いたしまして、市長からこういうことを言わわれているのでどうですかということを皆さんにお示ししたのですが、やはり当然ながらそれぞれの団体でもしコロナを引き込んでしまつたらということもあります、なかなか手があがらなかつたということで、今のところ530万円は不要、未執行ということで返すという事になると考えております。新規事業は先程申し上げましたように、人・農地プランの新たな作成ということで、廃止した事業としては特になかったと思います。

上がり下がりがその年その年で多い少ないはありますが、特にこれをやめたといふのは、強いて言うと高瀬川への負担が事業が終わりましたのでやめたという

くらいで、また新たな事業が出て来る状況でございます。

議 長

他にございませんでしょうか。

議 長

西ノ之坊委員。

西ノ之坊委員

茨木市の財政状況がどうなっているのかわかりませんが、茨木市の財源がなくなってきてているという噂が流れてきています。

お願ひというか、できれば農業関連の財源を確保して努力していただきたい、あくまでもお願ひです。

議 長

農とみどり推進課長。

農とみどり推進課

お願ひというところでこちらから発言するのがおかしいのですが、おっしゃるとおり本市としても、他市程ひどくはないんですが、やはりしんどいものは間違ひございません。例年私どもも今、次年度予算を組んでいるのですが、毎年2億なり、3億なりをスクラップしなさいということで、ノルマが課せられてきます。ただその反面で冒頭にも申し上げたとおり、理事者の理解というのは非常にありがたいことがあると、担当者として肌で感じております。

ですから逆の意味でやはり農とみどり推進課としては、魅力のある、効果のあるようなものを出していかなければいけないと、日々思っているところでございまして、茨木市の農業に関しましては、どこが弱みでどこが強みなのかこれから皆さんとも色々と議論をして、強みを伸ばしていくというところが必要なのかなというふうに思っております。

その1つとしては、さっき申しましたように新たな農業を標榜といいますか、やってみたいなと思っている方がおられるということ、さっき30数名と申しましたが、これが北摂ではほぼ1番、大阪府全体でも2位か3位の数字でございました。私も20数年前に農林課におったのですがその頃から、やっぱり地域の人々が街の人と一緒に、山なり農地を守っていこうよというような思い、先人の思いがあつて、新しい人をたくさん入れようということになったのかな、そこは1つの強みかなというところで、今後も頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

議 長

他にございませんでしょうか。

議 長

大川委員。

大川委員

茨木市民としては、山の方に畠もありすごく環境に恵まれているなと思っているんですね。興味ある方もたくさんおられると思います。

市有地における市民農園の運用として、先程5ヵ所ありましたよね。

もっとそれを増やす、耕作放棄地を整備して、市民にも提供できるような動きは考えていますか。

議 長

農とみどり推進課長。

農とみどり推進課

そこが農とみどり推進課としても、なかなか悩ましいところであるんです。

けれども今ちょっと動いておりますのは、街の中、生産緑地の中で遊休化しかかっているような所を市民農園にできないかということで実は1年、2年程出てきています。さっき大川委員おっしゃいましたように本当は山の方でね、環境のよい所でっていうのがあるんですが、農用地区域や農振地域というのがしっかりとはってますので、町の人がどんどん入っていく状況ではなかなかない所もありますので、そのところは今後どういうふうな形ができるのか、できないのかということも含めて、農家さんとも協議してやっていきたいなど、ですから今やれるのは、そうやって市民の方と一緒に自分の所で農業やりませんかというような動きを、今しているところでございます。

議 長

大川委員よろしいですか。

大川委員

はい。

議 長

詳細についてもし、ご質問等ございましたら、また担当課の方へ直接行っていただいて聞いていただくという形で、お願いしたいと思います。

議 長

それでは、他にご意見等が無いようでございますので、本件はこの辺で終えた
いと思います。ありがとうございました。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、ふるさと農業再生委員会を11月10日、火曜日、午後1時30分から
本館7階会議室で開催いたします。

次に、編集委員会を11月13日、金曜日、午後1時30分から本館7階会議
室で開催いたします。

なお、来月の定例会でございますが、11月24日、火曜日、午後1時30分
から本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和2年10月定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨本市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年10月23日

茨木市農業委員会

議長

(署名済み)

署名委員

(署名済み)

署名委員

(署名済み)
